

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第5号）

平成26年6月27日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

6月26日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問については、福祉タクシー券制度について、子育て支援施策の取り組みとしての子育て支援券について、長期総合計画における後期基本計画についての3点について質問を行います。いずれも、住民が安心して暮らし、生活をし、希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、福祉タクシー券制度の改善について質問をいたします。

1点目として、岩出市が福祉タクシー券制度を実施している理由、概念について、改めてお聞きをしたいと思っております。これまでに、福祉タクシー券制度の改善を行うべきではないかとの質問に対して、重度心身障がい児者の社会参加の行動範囲の拡大を支援するためにつくられた制度、経済的支援制度ではないとしてきていますが、岩出市において、なぜ、この制度を実施しているのか、その必要性と理由をお聞きをしたいと思っております。

2点目として、福祉タクシー券制度があっても、申請されていない方が多くある現状について、市は、どのような認識を持っているのでしょうか。平成22年度対象者数は、788人に対し、交付者数、350人、平均利用数は、3.8枚。平成23年度は、対象者は、848人に対して、交付者数、390人、平均利用数は、3.6枚。平成24年度は、対象者数は、852人に対して、交付者数、395人、平均利用数は、3.6枚。平成25年は、対象者数が、847人に対して、交付者数、388人、平均利用数は、3.8枚という状況になってきています。

平成23年から人数がふえていますが、日本共産党、市来議員が、21年度に精神障

がい者が対象になっていない、こういう点なども指摘をする中で、市当局も研究する必要がある、こう答えてくる中で、現在では、精神障がい者も対象者となってきている状況となってきています。

岩出市では、タクシーの初乗り運賃10回分となっているわけですが、平均して3.6枚から3.8枚しか利用されてきていません。どうしてなのでしょう。制度として利用できない何らかの理由があるから、このような状況が生まれてきているのです。市当局として、申請されない方が多いことや、利用回数が少ない点において、どのような認識を持っているのかを、2点目にお聞きをしたいと思います。

3点目に、このような現状となっている面において、制度自体を利用しやすい制度へ見直しをすべきではないかと考えます。実際に、紀の川市やかつらぎ町などでは、タクシー券だけではなく、ガソリン券などの導入も行われて、障がい者の社会参加や社会活動の行動範囲を広げる、そのための取り組み、これが行われてきています。

市当局は、障がい者の社会参加のための制度と捉えていると言います。だとすれば、市が行うべきことは、障がいを持っておられる方が、どのようにこの制度を改善すれば、社会参加や活動参加がしやすくなるのかを考えることです。紀の川市やかつらぎ町では、どうすれば障がい者の社会参加や行動範囲を広げることができるのかを研究してきた中で、少なくとも岩出市以上に利用しやすいような改善が行われてきています。岩出市も導入すべきだと考えますが、当局において制度見直しの考え、これはないのかというのをお聞きをしたいと思います。

4点目として、この制度は、福祉施策として、障がい者への社会参加を促す個人施策として行っているとしています。経済的支援策ではないといいながら、社会参加を促す上で、タクシー料金の初乗り料金を補助しており、対象者個人のみが使えるものです。しかし、障がいを抱えている方が社会参加を行っていく上では、家族の支えや協力が不可欠ではないのでしょうか。個人だけの施策だと捉えるのではなく、対象世帯の家族の方をどう支え、援助を行うのかが問われているのではないのでしょうか。この点での市の見解をお聞きしたいと思います。

5点目として、福祉タクシー券制度があるから申請してくださいと、市から書類が届いても、本人しか利用できず、自分で動くことができない方や、介護施設に入所されている方などは、タクシー券として使うことは難しく、利用そのものがしにくいからと、申請そのものをされていない、そういう方もおられます。

先ほど利用状況や実態の数字を挙げましたが、このような方が岩出市でどれくら

いおられるのでしょうか。現在の制度そのものが利用しにくい方に対して、どのようにすれば社会参加につながる制度となるのか、この点から見ても、現在の福祉タクシー券制度の見直しをすべきではないかと考えるものであります。

まず最初に、この福祉タクシー券制度の概念を初めとした質問を1回目の質問とさせていただきます。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

増田議員の一般質問の1番目、岩出市が福祉タクシー券制度を実施している概念についてお答えをさせていただきます。

福祉タクシー券制度は、障がい者の社会参加による行動範囲の拡大を支援するためにやっているものでございます。

2点目、制度があっても申請されていないが、多くある現状について、市はどのような認識を持っているのかについてでございますが、福祉タクシー券は、1人当たり年間10枚を配付してございます。平成25年度は847名の対象者のうち、約46%の388名の方から申請があり、3,880枚を配付しております。このうち実際に利用されたのは、1,489枚で、約38%の利用率となっております。

これらのことから、この制度を拡大する必要性はないと考えてございます。

3点目、ガソリン券の購入についてでございますが、本制度は、障がい者の社会参加のための行動範囲の拡大を支援するためにやっているものであり、個人負担軽減を目的とした経済的援助を行う施策ではございませんので、導入は考えてございません。

4点目、対象世帯への負担軽減施策として捉えるべきではないのかについてでございますが、本制度は、障がい者の社会参加のための行動範囲の拡大を支援することが目的であり、個人の負担軽減を目的とした経済的援助を行う施策ではございません。

5点目、制度内容の見直しをすべきではないかについてでございますが、本制度は、障害者総合支援法による、通院、通所等のための通院等乗降介助サービスに加えて、これら以外の用件での外出を支援し、障がい者の社会参加を促進するものであり、移動手段を持たない方に対して、移動手段を提供する制度と考えてございます。

家族の方が送迎する等に対する経済援助といった制度の創設は考えてございませ

ん。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただきました。

これまでの答弁と何ら変わらないという答弁だったと思います。しかも、私は、問題なのは、今、25年度の時点で、38%も利用者がある。だから見直す必要がないんだと、こんな答えでした。

この視点から見ると、本当に岩出市の福祉という部分において、福祉部自体が障がい者の社会参加を促進する、こういう点で改善策をとろう、考えよう、こういう気が岩出市当局にあるんでしょうか。私は、全くないのではないかと、そういうふうにしかとれません。そういう点では、本当に安全安心のまちづくりを初めとして、市長が日ごろから常々言っている、市民の暮らしをよくしていく、そのためにわれらは頑張っているんだというような視点からも、これは外れているんじゃないかというふうに、本当に思うんです。少なくとも、このような現状がある中で、今の福祉タクシー券制度にこだわる、こういう理由は、私はないと思います。

改めてお聞きをいたしますが、どうすれば、このような現状を変えていくことができるのか、当局として考えていること、手だて、方向性、どういうものがあるのかお聞きをまずしたいと思います。

2点目としては、この福祉タクシー券制度で、紀の川市では、100%とは言いませんが、約8割の方がタクシー券制度とガソリン券制度を利用されて、8割の方が利用されてきている、こういう現実があるんですね。それに比べて、岩出市は4割未満。倍近い差があるんですよ。

なぜ、こんな状況が生まれるのか。私はそこにしっかりと行政として、そういう障がいを持っておられる皆さんの、そういう弱い立場に立って、心を砕いていく、助けていく、それこそ市が言う移動手段、これをしっかりと手助けしていく、そういう視点が要るんじゃないんでしょうか。

岩出市として、この紀の川市なんかで、岩出市の倍、こういう福祉タクシー券制度が使われている、こんな実態、岩出市としても状況をつかんでいると思うんですが、こういう点などについては、当局としてどのような、ええなというふうに思われているのか、それともどんなふうに考えておられるのか、見ておられるのか、感じておられるのかね。岩出市もやっぱり紀の川市さんなんかを見習って、そういう

利用率を高めていく、そういうふうにはせなあかんというふうに考えておられるのか。そういう点、お聞きをしたいと思います。

3点目としては、今のこういう現状を変えていく、こういう点では、なぜそのような要因が生まれてくるのか。先ほど私も言いましたけれども、利用者にとって、なぜ使い勝手が悪いのか。こういうような、市民の皆さんに対して声を聞いていく。例えば、アンケートなんかもとって、どのように改善したら使いやすくなるんでしょうか、こういうようなアンケートこそ必要ではないんでしょうか。

そういう点については、市として、この間、一貫して、こんなアンケートなんかに取り組まないと、する必要がないんだということを言われて続けているんだけど、そういうアンケートをとらないんでいいんだという、この理由はなぜなのか。この点、お聞きしたいと思います。

以上、3点、お聞きを、改めてお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。どうすれば、社会参加を促進できるかということでございますが、この制度は、先ほども申し上げましたように、障がい者の社会参加による行動範囲の拡大を支援するということで行っていると、こういう目的で、この事業はございます。

現在、障害者総合支援法というものが既に施行されて、それに基づく障がい福祉サービスを実施してございます。それは、いわゆる地域社会における共生の実現に向けた新たな障がい保健施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律であるということで、共生社会の実現ということ掲げてございまして、それについては、本市におきましても、障がい福祉サービスを実施してございます。

そういう意味の中で補完する制度として、市単独でこの制度があるということでございます。したがって、考え方につきましては、変えるつもりはございません。なお、利用の関係でいきますと、引き続き、この制度のあることの周知は、それは積極的にやっていく必要があるのかなど、このように考えてございます。

それから、ガソリン券のお話がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、ガソリン券の補助というのは考えてございません。

それから、アンケートの関係でございましてけれども、障がい者の方が窓口に来られたときに、そういう市民の声という部分では、お聞きをしてございますので、改

めてアンケートをとるようなことは考えてございません。

以上です。

○増田委員 紀の川市なんかの点をどう感じているのか、というのをお答えいただいたのかな。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 紀の川市のガソリン券の件でございますか。

市として、この制度は、先ほども申し上げたように、社会参加を促進するという  
ことで、ガソリン券自体のいわゆる補助というのですか、ガソリン券を申請に基づ  
いて交付するようなことは考えていないということで、先ほども制度の趣旨につい  
ては、お話しさせていただいているところでございます。

紀の川市は紀の川市の事情があって、ガソリン券を交付されているんだろうと思  
います。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 アンケートなんかも、窓口に来られている方には、アンケートをとって  
いるんだということでした。

私は、それで市民の皆さんの声が反映できるとは、私は思えないんですよ。なぜ  
ならば、この福祉タクシー券制度そのもの自身を利用しにくいという方は、家から  
出られない方なんですよ。だから、そういう人たちの声は、窓口に来られていると  
いう人から、これは漏れているという形なんですね。だから、現実的には、本当の  
意味での市民の声を聞いて、改善できるというような状況にはつながらないと思う  
んですよ。本当に利用されない、そういう方の声を聞いてこそ、改善が私はでき  
ると思うんです。

そういう点でいうたら、窓口だけではなしに、対象者全員の方に出すということ  
は考えないのか。また、なぜそういうことをしないのか。その理由をお聞きをした  
いと思います。

それと、盛んに移動手段を手助けするために、この制度を行っているんだという  
ことを言われています。こういう点では、市長自身が策定された長計の中なんか  
においても、この自立と社会参加のまちをつくるんだという、この項目の中に、基本  
方針として、岩出市障害者計画の基本理念では、障がい者の全人権的復権と、障が  
いのある方が障がいのない方と同じように生活をし、ともに生きる社会の実現を基  
調に、人権尊重の視点に立った施策の推進により、障がいがある方であっても、そ



それぞれの地域で自立した生活を送ることができ、また、全ての人がともに生きていける共生社会の実現を図るため、関係機関とネットワークを構築し、相談支援体制の充実強化、就労支援に連帯して取り組みますと、こう書かれています。

そして、この相談支援体制の充実強化という部分の中においては、相談支援事業を初めとする地域の障がい者福祉サービスを円滑に実施しますと、これ以外にも在宅障がい者が自立した生活が送れるよう、地域生活支援事業の充実を図りますと、これ、はっきりと書かれているんですね。

ところが、岩出市がやっているというのは、現実には、こういうことを盛んに言うんだけど、充実支援策を全くとろうとしない、改善策をとろうとしない、こういうような状況ではないのでしょうか。

市長にお伺いをしたいと思うんです。みずからがこういうふうにお書きになっているやつを、なかなか岩出市では充実がされてきていないんです。この点については、中芝市長として、こういうような施策の充実、こういうことを目指していく、こういう点については、改善策を図っていく、この福祉タクシー券制度の面においても改善を図っていくというようなお考えはないのでしょうか。充実を図ると書かれているんですからね。

だから、そういう点では、まさに、言うていることと、やっていることと違うんじゃないのでしょうか。書いていることと、やっていることは違うんじゃないのでしょうか。

この点について、市長に、こういった福祉施策の充実という面では、どうお感じなのか、再度お聞きしたいと思います。

○松下議長 市長。

○中芝市長 おはようございます。

増田議員の再々質問にお答えをいたします。

福祉部長、答えたとおりでございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

対象者全員に意見を聞かないのかということでございますけれども、障がい者の方につきましては、本人来られん場合は家族の方が来られたりもしますし、また、手帳交付時に、こういう形での制度がありますよというようなお話もさせていただき、意見も伺うような形にしてございます。そういうことで、改めてアンケートをとる必要はないと、このように申し上げたわけでございます。

それから、長計の関係で、施策の充実のお話がありましたけれども、この障がい者施策につきましても、支援費制度から自立支援法、現在、総合支援法と、法律が変わってきてございます。参考までに申し上げますと、障がい者施策の関係で、平成20年度で3億5,500万円、これは事業費総額でございます。それが平成24年度、6億4,000万円ということで、倍近くに事業費が膨らんでいるということからしても、施策の充実は図っていると、こういうことでございます。

以上です。

○松下議長　これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目の、子育て支援策の取り組みについて質問を行います。

栃木県大田原市では、平成19年から商業の活性化とあわせ、行政の子育て支援に要する経費として活用できる子育て支援券、子育てチケットを実施しています。一般的な金券と異なり、利用に応じて一定割合の金額を基金に積み立て、それを各種の子育て支援に要する経費の原資として活用しています。

大田原市が子育て支援券を導入した背景には、幹線道路沿線に郊外型大規模店や飲食店が進出した一方で、商店経営者の高齢化、後継者不足などから商業の空洞化が起きてきたことや、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進展などにより、子育て世帯と地域社会のつながりが希薄化し、社会全体で子どもを大切に育てることができる環境づくりのために、家庭、学校、地域、企業等との連携を強化する必要がある。次代を担う子どもを安心して産み、子育てに喜びや楽しみを感じられるよう、経済負担の軽減やバランスのとれた子育て支援が必要な状況となってきたからだとされています。まるで、今の岩出市の状況と同じではないかと思うんです。

大田原市の子育て支援券制度の内容や仕組みは、額面1,000円券と1万円券の2種類があり、市民が支援券を購入し、取扱店で利用すると、取扱店が換金する際に、換金額の1%を手数料として負担していただき、子育て基金に積み立てます。行政も同額を積み立てることを行い、子育て支援券の2%分のお金が基金にたまる仕組みとなっているものです。市民が子育て支援券を利用すればするほど、子育て基金にお金がたまる、こういう仕組みとなっています。

この間、毎年、基金にお金がたまり、大田原市では、少子化対策や子育て支援事業の費用に充てて、予防接種や最近では学校給食費の負担軽減、こういうことにも

活用されてきているということです。

私は、岩出市においても、このような他の自治体のこういった制度、こういうものなんかも、もっともっと研究もしていく、そして、そういうものなんかも調査や研究を行って、この岩出市においても子育て支援策につなげていく、こういうことが必要ではないかというふうに、私は思うんです。

この点について、市当局の、こういった制度についての認識やとらまえ方、これをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの質問に対して、市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員、ご質問の2番目、子育て支援施策の取り組みについてお答えいたします。

大田原市の子育て支援券は、ユニークな取り組みであると認識しております。大田原市においては、市が子育て支援券の前身となる地域商品券を発行しており、これを平成19年度に子育て支援券として位置付けたものでございます。この地域商品券は、地元商業の振興を目的として、当初より取り扱い事業者の手数料負担が想定されており、平成19年度より、その収入の用途を子育てに限定したものでございます。

岩出市においては、子育て施策のために地元事業者に新たに負担を求めることとなるため、現在のところ同様の制度の導入は考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1回目の質問では、あえて、この支援金制度の概要、こういうものだけしか説明はしませんでした。そして、返ってきた答えが、新たに事業者に負担を与えるから、岩出市ではやる必要がないと、こういうことでした。もう考え方の違い、行政の取り組みの姿勢の違い、本当に違いがあるなというふうに思います。非常に残念です。

私は、これはぜひとも当局に改めて調査や研究、これを私は行ってもらいたいと思うんです。大田原市で、なぜこの制度をやっているのかと。本当に新たに企業に、企業というのか、新たな業者さんに負担されているものなのか、実際に市民に喜ばれている、そういった制度なのか、そういうことなんかも、私はぜひとも調査、研究を行っていただきたいと思うんです。

どこまで、そういう部分でいうと、研究されてきたんですか。もう本当に上辺だ

けで判断されたんじゃないんですか。本当の実態、どのような状況、調査や研究もしないで、そういうことを言われているんじゃないでしょうか。

大田原市でも、最初は、こういう支援金制度、これをつくっていく、こういう部分の中では、もともと大田原市には、地域商業の活性化、こういうものを目的とした一般的な金券制度、こういうものなんかがスタートしたそうです。平成18年にスタートされたそうです。しかし、こういう部分だけでは、実際の地域経済の活性化、これはなかなか図りにくいと。

こんな中で、市長が、もっとええような対応ないやろか、職員にいろんなことを考えるべきじゃないかと、市長自身もこんな発想どうやろかと、市長みずからが発信をされて、こういう基金なんかも積み立てて、市が同額の商品券と同額の手数料なんかも基金として、行政も一緒になって積み上げていく、こういうことをやろうやないかという発想が行われて、そして、いろんな商工会や、また、観光産業を初めとして、福祉部局、こういうところなんかも、この制度、こういった金券制度を、さらに発展させようやないかというところから、この制度がこれ生まれてきたんですよ。

そして、今では、この平成19年10月から平成24年度末、こういうところで、約1,200万円、これお金ができてきています。そうしたお金を、おたふく風邪とか、B型肝炎、こういった子育て支援券のそういう部分に、市民の負担軽減、そのための財源として、これ使われてきているんですよ。

こうした法定外予防接種の接種料金の一部助成、また、健康被害が生まれたと、そういうのが生じたと認定された場合には、こういう補償、こういうものもされてきています。そして、平成22年度、ここからは、学校給食費、この補助にも新たにこういったお金を使うていこうやないかと、子どもらのために、この財源、活用しようやないかという形で、市民の負担軽減策、これをとられてきているんですよ。

また、24年度、ここでは、復興支援、住宅エコポイント、こういった商品の登録もする、平成25年度は、木材利用ポイントの商品、こういったものなんかも登録をされて、実際には、復興支援とか住宅エコポイント、約半数の部分が、この大田原市以外の方が利用されて、大田原市の消費拡大、要するに市民の経済、生活、これも助けていく、こんな制度となってきた、大きな影響を与える、こんな状況なんですよ。

大田原市の産業振興部の主査、阿久津和寿さんという方がおられます。この方は、子育て支援券制度の導入から6年が経過をしてきたが、さまざまな施策の効果を最

大限に引き出し、地域の活性化や子育て環境の充実を図る子育て支援券を、さらにPRしていきたいと、こう話されてきているんです。

こんな他市の制度、当局として、調査、研究が必要じゃないんでしょうか。生活福祉部としても、まさに、子育ての施策の一部として、直接は、この券の制度をやっているのは、担当となるのは事業部です。そういった事業部とも力を合わせて、これやっていくというのが、岩出市が行うべきものではないでしょうか。

今回、この質問をしたときに、これ1回目の答弁で、事業部からの答弁がありませんでした。この点では、まさに、こういった、そういう他の施策、自治体の施策に対しての取り組みや内容、まさに、そういう点でいうたら、岩出市として全くそういうのは考えない。関係ないんやと、そんな状況だと、私は言わざるを得ないと思うんです。同じ大田原市というのは、そんな20万も30万も人口があるようなまちじゃありません。岩出市よりも一回り大きいぐらいの7万5,000~6,000だったと思うんですよ、人口は。

しかも、先ほども言いましたように、全く岩出市と同じような、郊外にどんどんどんどん商店なんか大型店が出てくるとか、そういう点、地域の希薄化、よく市長なんかが市政懇談会なんかでも盛んに使う言葉、それと同じような状況が岩出市、まさに、この大田原市と岩出市と同じような状況だと私は思うんです。

そんな点においては、やはり自治体として、本当に、本当の意味で、この地域を活性化させていく、市民生活をよくしていく、そういう取り組みの姿勢、ここに大きな違いがあるんじゃないかというふうに私は考えざるを得ません。

こういう点では、事業部長、福祉部では、こんなん関係ないやんと、こんな答弁でした。大田原市では、こういう福祉部と事業部、そういうところがぴっちりと手を結んで、自主財源の確保、こういうものをできるんだと、そういう位置づけで、この財政難の中で、新たな財源を生み出していけると、そういうことにもなるんだという、そういう位置づけを持って、これ取り組んできているんですよ。

よく言うんじゃないですか、財源がない、財源がないんだと、自主財源の確保は大変だと。この、私、紹介した制度、自主財源の確保ができるものです。同時に、子育てのための市民の負担軽減策にもつながる、こういう制度です。事業部として、今後も調査や研究、そういうことはお考えになりませんか。この点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

財源ということで、大田原市の子育て支援券は、取り扱い事業者の手数料ということで、事業者から、そういったものを強いています。それで、今、岩出市では、よく似たようなことで、岩出市商工会が発行しますプレミアム付き商品券というのがございます。これにつきましても、現在、岩出市商工会の現状で2%の手数料を事業者より負担いただいているということで、これ以上、事業者に手数料の負担を求めることはできないものと考えております。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 事業部長ね、私、調査、研究をすべきだと言ったのは、そういった部分なんかにおいて、じゃ、最初も言ったんだけど、一般的な金券と違うんです。いろんな、もともと大田原市でも、こういう一般的な金券があったんだと。そんな中で、改めて、こういうような制度にされてきたんですよ。そういうことも含めて、なぜ、事業部長が言われたような、そういう手数料の金利、そういう部分なんかも、どういような形でされてきたのか。そして、業者さんなんかに、どういような形で、それを一般的な金券から、この子育て支援券に、子育てチケット、こういうものになってきたのかと。どんな努力をされたのか。他の部局なんかとも、どういような連携をとってやってきたのか。商工会とか観光協会とか、いろんなこと苦労して、いっぱい努力をされて、そして、こういうような制度が生まれてきたんですよ。

新たな負担、生じるから、こんなできません。単純に、こういうふうを考えるんじゃないに、制度そのもの自身、ここの大田原市では、さっきも言うたけれども、産業振興部の方なんか、胸を張ってよ、堂々と、うちの市では、こんな制度あるんですよと、これ言うているんですよ。立派な制度ですよ。そういうところに学ぼうとしない、また学ぶ努力をしない、それでいいんですか。私は、今の岩出市において、本当に自主財源の確保なんかもやっていく、そういう点では、こういうよその取り組みこそ、学んでいくべきだと本当に思うんです。

そういう点では、もう今後一切、こういうような他の自治体、こういった取り組みは岩出市として考えていかないんですか。そして、事業部として、新たに、こういう自主財源の確保、それをしていく上には、じゃ、逆に言うと、どんな制度なんかを事業部として考えておられるのか。この点、改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、大田原市というのはどういう街かということを知っていただくために、少し説明をさせていただきます。

栃木県の北部にありまして、平成17年に1市1町1村が合併をした市でございます。合併当時は人口7万9,000人余りが、ずっと10年間ぐらいの間に減少してきて、現在、7万5,500人ぐらいになっています。高齢化率は、平成23年で約21%、市内には工業団地が8カ所できています。結構、大手の企業が進出をしております。市の特産品は、地酒であったり、漬け物、こういう農業のほうも、田舎部ということで、農業の盛んなところで、ちょうど紀の川市なんかも工業団地できていますけれども、ああいう街を、紀の川市をイメージしてもろたら、近いのかなというふうには私は感じております。

そこで、今、増田議員、おっしゃられた、この子育て支援券の取り組み、前身は平成14年からずっとやってきていまして、年間、1億5,000万円ぐらいの売り上げということらしいです。ですから、その1%は150万円、市がその同額を出していますから、300万円になるんですね。もともと恐らく、何らかの形で基金というのがあったように思います。平成25年度末の基金残高は、1,335万6,921円、このうちから300万円を取り崩して、子育て支援に回しているということです。

1億5,000万円の売り上げがあるんですから、私は、これはすごい経済効果は出ているというふうに思います。ただ、さっき住宅のエコポイントのお話もされておりましたけれども、市のほうで、担当の方等に聞くところによったら、そういう進出している企業等々に物すごく協力をいただいていたたり、市の職員も結構協力をしているみたいです。その300万円が、効果ゼロとは言いませんけれども、そういう形でされている部分やということで、ひとつ認識いただきたいんですけども。

じゃ、岩出市でそのことを、今、商工会でプレミアム商品券、こういった取り組みやっていますけれども、このほうで、もっともっと経済波及効果を出していく方向で、今、やっている部分をもっとさらに前進させるといったほうが、効果は大きいんじゃないかなというふうに思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願ひます。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問として、長期総合計画における後期基本計画について質問をしたいと思います。

岩出市では、長期総合計画が基本構想の目標年次を平成32年を目標として計画がされています。基本計画として、平成27年度、2015年度までの計画として、市民にもIWADÉ CITY、第2次岩出市長期総合計画「活力あふれるまち、ふれあいのまち」の冊子が岩出市から市民に配られてきています。今後、後期基本計画が作成されていくわけですが、この間の取り組みにおいては、どのような点で、反省点としてあるのか。基本計画では、5章にわたって計画がつけられ、第1章で、住んでよかったと思えるまちづくり、第2章で、安全で安心して暮らせるまちづくり、第3章で、笑顔あふれるまちづくり、第4章で、元気で健康なまちづくり、第5章で、地方分権改革の行財政運営となってきました。この冊子にしっかりと、そういうことが書かれているわけです。

後期基本計画を作成する上では、この間の取り組み面をどう見るのかと、計画がどこまで進んだのか、達成状況はどのようなものなのか、達成できなかったのはどうしてできなかったのかなど、市としての分析、解析が必要となります。この点では、岩出市として、どのような分析を行っているのでしょうか。後期計画をつくる上で、これまでの取り組みの反省点はどのようなものがあると捉えているのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、重点施策面においては、前期の計画では、どのような点を重点施策として取り組んできたのか。その結果はどう捉えているのか。積み残しがされているとすれば、後期計画においては、どのように取り組んでいこうと考えているのでしょうか。

中芝市政として、岩出市民の生活をどのように改善し、暮らしを守る政治を行おうと考えているのか、住民生活の改善、岩出市民に対する施策推進、暮らしを守るための重点施策について、後期計画でどう位置づけ実行していくのかお聞きをしたいと思います。

3点目として、後期計画をつくる上では、岩出市の特性である県下一若い町としての施策の推進こそ、行うべき重点課題ではないのでしょうか。少子高齢化社会、人口減少が進む中で、若い町として子育て世帯が多く住み、人口については、平成12年までは1,000人を超える増加を経て、平成17年からは大体350人前後ですが、今もふえ続けているという状況です。

このような若い町で、町の宝というべき子どもに対する子育て支援面では、子ど



も医療費助成制度は他の自治体と比べて、制度は貧弱です。教育面でも、大規模化となりながら、適正規模化への改善が図られない中学校、暑さ対策面でも、クーラー設置を積極的に進める他の自治体と比べ、岩出市では必要がないんだという姿勢を貫いてくる中で、医療分野、教育分野を初めとした子育て支援面などにおいては、他の自治体と比べても格差が生じてきている、こういう状況だと思います。

笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくりを進めるとしてはいますが、子育て支援策の充実こそ、今の岩出市に求められている重要課題ではないのか。中芝市政において、子育て面における点は、そもそも重要課題と認識されているのかどうか。また、今後、子育て面では、どのような改善を図ろうとしていくのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の後期基本計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、取り組み面での反省点についてです。

前期基本計画の計画期間は、平成27年度末でありますので、現段階の状況でお答えしたいと思います。

前期基本計画の計画期間における実施計画に掲げた事務・事業につきましては、平成23年度で324事業、平成24年度で349事業、平成25年度で310事業であります。実施計画に掲げた事務・事業につきましては、継続事業を含めて、おおむね着手または完了してございます。

反省点というご質問でございますが、総括作業につきましては、これから進めてまいります。

次に、2点目、重点施策についてですが、後期基本計画は、平成28年度からの5カ年のまちづくり方針となるもので、策定に当たりましては、前期の5カ年の進捗・成果、それから、今後5カ年の社会経済状況等の時代背景を見通して策定することになります。その中で、まず必要なことは、基本構想に掲げたまちの基本課題の検証作業であります。前期計画における取り組み状況や成果を踏まえた上で、分析を行うということになります。

また、住民意識の把握ということは不可欠でございまして、住民意識のアンケート調査、また、市政懇談会での意見・要望も重要な参考資料ということになります。

それから、国の政策等による社会経済状況の変化をどのように見通すかということでございます。重点施策ということでは、こういった作業を経た上で、引き継ぐ

べきものは引き継いでいくとともに、新たな国の動向等も踏まえて考えてまいりたいと思います。

3点目、県下一若い町としての施策を推進すべきということですが、岩出市が人口増加している要因の1つとしましては、商業圏の充実であるとか、交通の利便性の高さによります日常生活のしやすさということもありまして、都市基盤整備のあり方というのも重要な要素でございます。

子育て面におきましては、社会保障制度の改革などが行われておりまして、国の動向に注視していく必要があります。後期基本計画の策定に当たりましては、反映できるものは反映させていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 増田議員ご質問の3番目、長期総合計画における後期基本計画についての3点目、岩出市の特性である県下一若い町としての施策を推進すべきではないかと考える。子育て面では、医療分野、教育分野を初め、ほかの自治体との格差が生じている。笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくりを進めるとしているが、今後の対応はについてお答えいたします。

議員ご質問の中で、中学校の規模やエアコン設置に関する点を例に挙げられ、ほかの自治体との格差というご指摘がありました。学校規模が大きいことをもって、ほかの自治体に比べて劣るとは考えておりません。本市では、加配を活用したきめ細やかな指導や、生徒のニーズに対応できるたくさんの部活動など、大規模校ならではの利点を最大限に生かした指導を展開しているところであります。

さらに、子どもの安全確保が最重要との観点から、ほかの自治体に先駆けて、校舎の耐震化を完了したり、本年9月から各小学校へ岩出図書館の司書資格を持った職員を派遣したりするなど、ほかの自治体にはない施策も実施しており、総合的に見て格差はないものと考えております。

また、エアコンの設置についても、ご指摘がありました。各自治体では、予算や教育施策の優先順位等を総合的に勘案しながら諸施策を進めており、本市においても同様であります。

そのような中で、エアコン設置につきましては、これまでも市議会の議員の皆様からのご質問でお答えしてきたとおりでございます。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再質問を行います。

岩出市、これをどう住民が暮らしやすいまちにしていくのかという点では、この計画は本当に大事だと思います。また、まちづくりという、そういう計画については、市民生活にも密接にかかわってきますし、この長期計画については、道路や下水道、河川などを初めとしたインフラ整備、福祉面や教育面、防災や防犯対策などを初めとして、岩出市民に対して、中芝市政が目指す方向を決めていく、こういうものです。

今回、この中の部分において、岩出市の特性、一番の特性である子どもたちという、子育て面から見て、今回は質問をさせていただいたわけです。この中では、今、答弁がありましたけれども、自治体ごとに違いがあるんだと、要はそういうことだと思うんですね。しかし、実際には岩出市の現状を見てみると、子育て支援策という面では、今でも他の自治体と比べて格差が生じてきていると、こういうわけです。今後はますます他の自治体も、そういう点では力を入れていく、こういうことになってくるとすれば、岩出市が今の現状をそのまま捉えていくということになれば、ますます格差が開いていくのではないのでしょうか。そのためにも、やはり改善策なんかがとられる必要がある、こういうふうに私は思うわけです。

同時に、こういった点で、いわば子どもたちを初めとして、今度のこの後期の計画を立てていくという面において、例えば、子どもたちやお年寄り、障がい者なんかを初めとした社会的弱者という方に対するそういう施策、そういうような点においては、中芝市長として、基本的な考え方とか、取り組んでいく方向、こういう点はどのように感じておられるのかをお聞きをしたいと思います。

もう一点は、前期の計画においては、岩出市の職員の方も、積極的にこの計画をつくっていく、こういう中で、作成というのがされてきています。よくコンサルタントなんかにも委託をして、全面的に職員が余りかかわらないというようなことが多い中で、岩出市自体は、職員さんなんか積極的にこの間、かかわってきて、この計画なんかがつくられてきたという状況だったと思います。今回の、今後のこの計画なにかについては、どのように対応というのを考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目は、地方自治法の改定、これによって、議会の議決事項でなくなったという状況が生まれてきています。東京の清瀬市というところなんかでも、こういう計画をつくっていくという点なんかでも、地方自治法の第2条第4項という部分で、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという、これまでこういうような規定があったやつが削除されましたということによって、議決事項ではなくなったんだということがあるけれども、こういった清瀬市なんかでは、法改正によって基本構想の策定義務が撤廃されたとはいえ、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期的な計画は必要だということで策定をしていくんだということなんかも、ここがされているように、他の自治体なんかでもしっかりと計画そのもの自身をつくっていくというようところが、本当に私は多いと思うんです。

そんな中で、より、市民の声、これを反映していくという、こういう対応が必要だというふうに思うんですね。こういった計画をつくっていく審議会に、一般の市民、この一般の市民を募集して、こういう審議会を構成していく、こういう自治体もたくさんあります。そういう点では、岩出市でも、こういった一般市民の公募ということも行われてはどうなんでしょうか。

この点、3点について改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、後期基本計画を策定していく上での、その子育て面の問題であります。

今回、その後期計画をつくっていく上で、ちょっと注目しておりますのは、先般、日本創生会議のほうから、人口減少についての報告がなされております。これにつきましては、国において、経済財政諮問会議の下に選択する未来委員会というものを設置しております。この中で、政府目標を盛り込んだ中間報告というのがまとめられてございます。

この中間報告では、今後、集中的に対策を講じ、出生率を2.07程度に引き上げることを目標に、出産子育て支援策を拡充し、出生率の向上を目指すとともに、高齢者に手厚い社会保障の予算を見直して、財源を捻出し、子育て世代に重点配分すると、こういうことで出されてございます。

岩出市としましても、今のところ人口は増加しておりますけれども、減少問題というのは避けられない問題でございます。この国が行う人口減少対策の動向には注視していく必要があると考えておまして、後期基本計画に反映できるものは反映させていきたいと思っております。

それから、後期基本計画を策定する上で、職員ということでしたが、も

ちろん、これにつきましても、全庁体制で後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

それから、義務づけ、枠づけの廃止のお話でしたが、この廃止というのは、地方分権改革の中で、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたと捉えてございます。

今後、どうしていくのかということですが、一定規模の業務と社会的責任を有する組織、業務を計画的に行うためには、業務全体を対象とした計画を策定するという事は、これは行政に限らず不可欠であると考えてございます。地方自治法が改正されたからといまして、計画を一切考えない市町村はないというふうに考えてございます。ただ、人口規模の大きい小さいといういろんな形がありますので、地域の実情に応じて計画のあり方も多様化してくるのではないかとこのように思います。

そういうことで、中長期的な方針ということについては、市民の皆様方と共有してまちづくりを進めていくための基本となるものでございますので、長期的な計画の必要性ということについては考えてございます。

それと、もう一点、後期基本計画を策定するに当たって、審議会で公募という話でしたが、長期総合計画、基本構想と基本計画を策定するに当たっては、岩出市長期総合計画審議会の条例というものがございます。構想と計画を策定していく上では審議会を開催しまして、市民の皆様方にも参画をいただいておりますが、後期基本計画の策定については、その構想を実現するために、前期を引き継いでいくものと、こういうことでは、庁内の本部会において、全庁体制で検討していくと、こういう形になります。よろしく申し上げます。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、審議会のお話もありました。前回、この計画をつくられていくという部分の中の審議会、これは29名で構成されてきています。今も条例の規定というのは、30名以内と規定されており、こういう点では、その対応というのは、公募という方なんかも、数は少ないんですけども、条例改正をやって、もっともっと一般公募の人を入れていくということも大事ではないかと思うんですが、仮に、この条例改正をしなくても、公募の委員さんというのは入れられるんでないのでしょうか。また、前期においては、審議会、このメンバーというのは、決めていかれたわけなんですけど、その点においては、後期計画を策定していく、その審議会のメンバーで

すね。この点については、そのまま同じ各種団体の、そういう方を対処されていくのか、それとも若干の見直しなんかがあるのか、その点についてお聞きをしたいと思うんです。少なくとも、公募していける、そういうことはできる状況だということとは申し上げたいと思うんです。そういう点で考慮なんかはされないのか。

その点と、第2次の長期計画については、策定のための本部会というのが、平成21年5月から12月に行われてきています。そして、第1回の審議会が同じ平成21年12月に開催をされて、それから、約1年弱の平成22年10月に答申が出されてきています。こういう点においては、この後期計画を作成していく上での、そうしたスケジュールですね、本部として、審議会に出す素案、これを大体いつごろまでに、その案を本部としてつくっていく計画なのか、そして、また、審議会においては、大体いつごろぐらいから始められるというふうにお感じなのか、そういうタイムスケジュールですね。その点、どのように感じておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、条例の改正、公募の方を入れたらどうなど、こういうことですが、これについては、今後の検討課題といたします。

それから、今後のスケジュールというお話がございましたけれど、ちょっと認識が、さっき私説明させていただいたんですけれども、審議会は、今回は開催はいたしません。本部会の中で検討するというのを先ほど答弁させていただきました。ですから、本部会の中で、これは庁内の中で全庁体制で検討するというところでございます。ただ、当然、前期の部分での成果という面では、市民の皆様方のご意見をお伺いする必要がございますので、これについてはアンケート調査を実施します。

それと、議会へというお話がありましたけれども、これは私どものほうでは、議決事項というふうには考えてございませんので、議会のほうへ提案することについては考えてございません。

○松下議長 これで増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時5分から再開いたします。

休憩

(10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、市來利恵議員。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。

議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、初めに、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制についてであります。

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、そのほかこれに類する脳機能障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもの、発達障害者支援法における定義第2条よりと定義されております。これらのタイプのうち、どれに当たるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった、その人自身に目を向けることが一番大事であること。そして、その人その人に合った支援があれば、誰もが人間らしく、自分らしく生きていけるといことです。

発達障がいは、生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状があらわれ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身の持つ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。ですが、発達障がいは先天的なハンディキャップではなく、一生発達しないのでもありません。発達の仕方が通常の子どもと異なっていますが、支援のあり方によって、それがハンディキャップとなるのかどうかが決まると言えます。早期に気づき、その人その人に合った対応をすることが大事だと言われています。

また、保護者へのかかわりも重要となってきます。あくまでも、支援等の施策を講じるに当たっては、本人を含め、保護者の意思ができる限り尊重されなければなりません。障がいに対する理解や子育てに関することなど、常に、悩みを抱えないようにすることも必要です。

そこで、大事になってくるのが、早期の発見と支援体制ですが、1点目の質問として、現在の岩出市の取り組みについてお伺いいたします。

1、幼児期の相談窓口、また対応、そしてその後の支援についてどのようにしているのか、2、学齢期の相談窓口、対応、そしてその後の支援について、3、青年期の相談窓口、対応、その後の支援についてお聞きします。

2点目は、各機関との連携についてであります。

保育所入所前から、そして、保育所または幼稚園、公立、私立、市外保育所に入園するとき、また、そちらから小学校に上がるとき、小学校から中学校に上がるとき、子どもの成長とともにかかわりを持つ大人は変わってまいります。成長とともに支援についても変わってきますが、各機関の連携について、どのような対応を行っているのかをお聞きします。

3点目は、支援体制についてです。

これまでに、子どもの発達について、市民の方から相談が寄せられております。具体例を挙げますと、子どもの発達について、保育所で指摘され、市の相談機関、専門家の指導のもと、支援を受けていましたが、それも今後、継続、観察ということで終了し、保育所から小学校へと入学しました。入学してしばらくして、学校から発達について指摘され、専門家にかかるように言われ、行きました。ところが、その専門家もこのまま様子をというふうな形で継続という形になり、心配ないというふうに言われたそうです。その旨を、今度は学校に伝えると、また、違う専門家を紹介され、行ってきてくださいと言われた。その保護者からは、一体何を信じていいやら、誰を信じていいやら、どこに相談したらいいか、どうしたらいいのか、たらい回しされているみたいでというふうに悩んでおられました。

また、別の例では、市の乳幼児健診で、発達について指摘を受けました。しかし、そのことを通っている園に伝えると、先生から、大丈夫ですよと言われ、どっちを信じたらいいのかと悩んだというお話も聞いております。

子どもを持つ親にとって、発達への指摘に対し、理解し、受けとめることはつらいことです。しかし、早期の専門化に相談し、問題がなければ安心するし、問題が発見されれば、素早く対応することができます。一番大事なのは子ども。しかし、なぜ先ほど述べたように、保護者がいろいろと戸惑うのか考えたところ、1人の子どもの成長に合わせて各機関が連携がとれていないからではないか。それぞれの機関が、子どもの成長とともに、かかわりから離れてしまうからではないかと思っております。



市には、相談窓口、電話窓口など対応していただいているが、子どもの成長、保護者とのかかわりをずっと持ち続けてきたわけではありません。それでは、安心することもできません。1人の子どもの成長を保護者も含めて見守る体制が必要と考えております。支援体制の充実について、市の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○松下議長 失礼いたしました。一問一答方式ということでございますので、ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育幼児期から青年期まで継続した支援体制をについて、一括してお答えいたします。

幼児期についてでございますが、保健推進課では、障がいの早期発見、早期対応と子育て支援を目的に各種乳幼児健康診査を実施しております。

その中で、フォローが必要な幼児について、運動や精神の発達相談を行い、必要に応じて医療機関や発達支援センター等、療育機関の紹介、また、各種フォロー教室への参加を勧奨します。

また、フォローが必要な幼児の保育所、幼稚園への入所、入園に際しましては、適切な集団生活ができるよう、保健推進課からこれらの施設に情報提供し、また、入所、入園後におけるフォローが必要な幼児への発達相談では、その場に担当保育士を同席させ、集団における幼児へのフォローについて指導を行っております。

続きまして、学齢期についてでございますが、保健推進課において発達相談事業、高機能自閉症の児童に対するセラピーを実施しております。

また、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、フォローが必要な子どもについて、学校など教育機関、教育委員会と連携を図り、関係機関を集めたケース検討会を行い、情報を共有し、子どもの発達支援を図っております。

また、幼児期、学齢期にわたり、保護者の申請に基づき、療育の専門家が障がいのある子どもが日常的に過ごす保育所、幼稚園、学校等に出向き、教員等に助言を行う事業を福祉課において行っております。

続きまして、青年期についてでございますが、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、発達につまずきがある方や障がいのある方の交流の場を提供し、相談員によるアドバイス等の支援を行っております。また、必要な社会資源の情報提供や紹介、同行などの支援を行っております。

なお、ひきこもりの一時相談窓口を福祉課に設置しております。

各機関の連携についてでございますが、乳幼児、学齢期、青年期等を通じた一貫

した支援を行う市の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターを設置しているものでございます。

同センターにおいて、全ての障がいのある方、発達につまづきがある方及びご家族の相談に対応し、障がいのある方や発達につまづきがある方が地域で自立した日常生活、社会生活を営めるよう、助言及び福祉、保健医療、療育、就学、就労等の関係機関への紹介、同行などの支援を行っているところです。

今後とも、同センターを中心に、福祉課、保健推進課との連携はもとより、学齢期における教育委員会との連携、また、関係機関と連携しながら、支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制をの義務教育期の状況について、一括してお答えいたします。

幼児期から青年期までの一貫した市の総合窓口につきましては、先ほど生活福祉部長がお答えしたとおり、岩出障害児者相談・支援センターであります。その中で、特に、学齢期の部分についてお答えさせていただきます。

まず、就学前の幼児につきましては、岩出障害児者相談・支援センターを初めとして、小学校、保健推進課、各保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設、医療機関等と連携し、特別な支援の必要な幼児を把握します。その後、学校と市教育委員会とで、当該幼児全員の様子を観察するとともに、必要に応じ、保護者とも面談を行った後、岩出市教育支援委員会、これは昨年度まで適正就学指導委員会と呼んでおりましたけれども、その委員会で、当該幼児の就学先や必要な支援等について検討しています。

岩出市立の小学校入学以降は、支援を要する児童生徒について、個別の指導計画を作成し、それに基づいて各学校の特別支援学級で必要な支援を受けながら学習する子どもと、通常の学級に在籍しつつ支援を受ける子どもがいます。相談窓口につきましては、保健推進課の発達相談、医療機関、子ども・女性・障害者相談センターなどがあり、本人と保護者だけでなく、必要に応じ、担任も同席して相談を受けていますが、これらの機関の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターが位置づけられています。

小学校から中学校への接続につきましては、小学校就学前と同様に、岩出市教育支援委員会で再度検討するとともに、個別に小学校から中学校への引き継ぎを行っ

ています。さらに、中学校から高等学校等への進学についても同様であります。

支援体制の充実につきましては、現在も十分に努めているところでありますが、市の総合窓口としての岩出障害児者相談・支援センターとの連携はもとより、LD等通級指導教室担当者の育成のため、和歌山大学大学院で1、2年間、専門知識を学ばせるために、計画的に後継者を派遣するとともに、特別支援教育に関する教員研修を実施するなど、今後も支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点目の質問で、各機関との連携及び取り組みについて等々もお聞きいたしました。

発達障害者支援法の定義には、第3条で、国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2、国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期にその者の状況に応じて、適切に就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3、発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4、国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等による発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局、その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。とあります。

各機関との連携、支援体制について、総合支援センターというものがあるということが言われました。しかしながら、これをどこまで市民が知っているのかというふうには、大変疑問が残ります。

先ほども、私、申し上げたとおり、現実には市民の皆さんから、そういったご相談、この発達に関する子育ての問題の相談、また、学校での指摘をされたことによ

る学校への不信感、または、乳幼児健診で指摘をされいながら、園に帰ると、大丈夫やから安心してと言われることに対しての不安感、不信感、そういったことが現実に起こっているということがあります。

そうした点では、この総合支援センターが本当によりよいものになっているのかということが1つ疑問を感じるわけです。

この問題、先進の地域という形で言いますと、各機関との連携、支援体制の充実については、全国でも先進自治体では、幼児期から、そして青年期まで継続した支援を行えるよう、新たな課というのを設け、対応するところも出てきています。例を挙げますと、滋賀県の甲賀市では、発達や教育、心理面で支援を必要とする人やその家族に対して、幼児期から学齢期、青年期を通して相談をずっと継続することができるように、福祉部と教育部の相談機能を一本化し、新たな発達支援課というのを、この4月から開設されておるそうです。

この問題というのは、何が一番大事なのかというのは、やはり発達障がいという問題は年々、研究が進んでいき、いろんな分野で勉強、研究というのがされてきてはおりますが、まだまだ、この先、いろんな形で知ってもらわなければならない分野でもございます。そうした意味では、行政がしっかりとした体制を整えること以外に、こうした問題というのは進まないと思っております。

やはり、私はこの総合支援センターというものを置いておりますが、主となっているのは、何なのか。そこには各機関がきっちりと入って、その1人の子どもに対して、どういう体制を整えていくのかということとをきちっと連携を図っているのか。

私が、この問題を質問するに当たりまして、部局とのやりとりをしたわけですが、そのときには、教育はどのような支援を行っているの、福祉はどのような支援を行っているのという形で言われておりました。というのは、行政自身が知らないという形で、私は見えたんです。それは、支援センターがあるからというふうに任せるのではなく、やはりこうした行政自身が先頭に立って、この問題をどうかかわっていくのか、どう支援していくのかということが十分大事になってくると思いますので、その辺のこの問題、行政が責任を持ってしっかりとやっていくという心得で、この総合支援センターを含めてやっていくのかどうかについても、お聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、障害児者相談・支援センターについてでございます。

これは市が設置しているものでございまして、先ほどのお話の中では、周知が足りないのではというようなこともございましたけれども、これについては、引き続き周知していききたいと、このように考えてございます。

それから、相談機能の関係、教育部と、それから福祉部との相談機能の一本化ということでございますが、それにつきましては、現在も連携をとった中で進めてございます。

それから、行政が責任を持ってやっていくのかということでございますけれども、当初お答えさせていただきましてとおり、当然、連携は非常に大事なことであり、また、情報を共有するというのも、これは当然、必要なことでございます。行政としてやるべきことはやっていきたいと、このように考えております。

○松下議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

○市来議員　2点目の質問にまいりたいと思います。

学校図書館の活性化への環境整備についてであります。

今、私たちを取り巻く環境は、テレビの普及に始まり、パソコン、携帯電話など多くの情報をどこからでも自由に検索し、瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることも簡単に行える時代となっております。今後、さらに普及、発展することが予測されます。しかし、このことによって、児童から青少年までの幅広い年代における読書の量がより一層低下することが予想され、このままの傾向が進むと、表現力や創造力を身につけ、豊かな感性を育てるという人間形成の一面において大切な部分の発達が心配されています。

本は、人がその人生の中で得た知識をほかの人間に、また、次世代の人間に伝える力を持ちます。人は知識を得るためだけでなく、感情を得るためにも本を読みます。本を読み、さまざまな感情を知り、感性を豊かにしていくことは、人間の成長にとって極めて重要なことです。この意味で、人は本を読む必要があるし、特に、子どもは必要です。楽しい、おもしろい、そして悲しい本、こうした本を子どもにはたくさん触れてほしいものです。

子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館や地域の図書館等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが求められています。その中でも、学校図書館は、子どもたちにとって最も身近で密接な読書活動の場所です。また、指導の工夫次第で、読書活動の持つ意義や、目的に対する反応が最も

理解できるという点や、今後の成長に合わせた読書活動の基礎をつくるという意味においても重要な役割を担っております。

学校図書館法が改正され、12学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務づけられました。司書教諭の役割は、学校図書館の管理運営、読書計画、図書館資料の選択、教材としての活用の工夫など多岐にわたっております。そして、子どもたちが本と出合う機会を提供することです。しかし、市内の小・中学校では、司書教諭が配置されても、実際には、学級担任を兼務しているため、司書教諭としての役割を十分発揮できないのが現状ではないでしょうか。

児童の図書委員の活動や、地域のボランティアによる読み聞かせなどの取り組みがありますが、子どもたちの読書活動推進には、児童・生徒がもっと学校図書館を利用できる時間をふやす必要があります。学校図書館司書は、図書館の環境整備、授業での資料提供を行うとともに、子どもへの働きかけにより、読書活動推進に大きな役割を担っています。専門性を持つ学校図書館司書の常勤、正規での配置が求められます。各小・中学校に学校司書の配置を求めますが、いかがでしょうか。

2点目は、読書推進のための取り組みについてであります。

子ども読書活動推進法に策定の努力規定がある「子ども読書推進計画」、岩出市においては、平成20年3月に子どもの読書活動がより広まるよう推進し、子どもの読書環境を豊かにするために、岩出市子ども読書活動推進計画第1次を策定し、子どもの自主的な読書活動の推進や子どもの読書環境の整備、充実に努めてきました。これまでの第1次計画期間での取り組みにおける成果と課題を踏まえ、さらなる岩出市における子ども読書活動推進のため、第2次岩出市子ども読書活動推進計画を平成25年策定しております。

第1次計画期間における岩出市の子どもの読書活動推進の取り組みと、今後の課題を検証し、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む豊かな読書環境づくりを継続的に推進していくために、第2次岩出市子どもの読書活動推進計画を策定していますが、読書推進のための今後の取り組みについての計画、その辺について、あるのか、お伺いをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の2、学校図書館の活性化への環境整備について、小・中学校に学校図書館指導員、学校司書の配置を、読書推進のための取り組みについてということについては、一括してお答えさせていただきます。

読書は、先ほど、市来議員がおっしゃるように、豊かな心や感性を育むとともに、全ての教科の基礎、基本となる読解力を高める上で大変有効であり、学習指導要領にも、学校図書館や公共図書館を利活用した学習活動や読書活動の推進が示されており、

本市の小・中学校における読書推進については、全ての学校で朝の読書を実施するとともに、小学校では、教員やボランティアによる読み聞かせを実施するなど、各学校で工夫した取り組みがなされています。

また、市内の全ての学校図書館では、国が示す学校図書館標準に基づく蔵書冊数の達成割合は、100%をクリアするとともに、貸し出しや蔵書管理等についても、コンピューター管理ができるよう環境整備が整っております。

また、岩出図書館においても、これまで岩出市子ども読書活動推進計画を1次、2次と策定し、現在は2次計画にのっとり、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む読書活動を推進するとともに、お話し会や体験教室を初め、さまざまなイベントの開催などを図書館ボランティアの協力を得ながら実施し、利用促進に努めております。

また、学校支援のため、学校団体貸し出しの制度を設けたり、学校と連携して、家庭における読書活動を推進するため、推薦読書リスト一覧と読書記録が記入できる「うちどくノート」を作成し、市内全ての小・中学校に配布するなどの取り組みをしております。

今年度、教育委員会は、これまでの取り組みを踏まえ、県下トップクラスの蔵書数や機能を有する岩出図書館と連携し、さらなる読書活動の推進と学校図書館の活性化を図るため、新たな取り組みとして、岩出図書館の司書資格を持った職員を、9月当初から市内全小学校に週1回派遣することとしております。

派遣された職員は、その専門性を生かし、学校図書館の環境整備、児童への読書支援や各校の図書館ボランティアによる読み聞かせの研修など、各校のニーズに合った業務を行うとともに、岩出図書館の施策がより確実に学校に反映されることにより、これまで以上の学校の図書館や読書活動の活性化が図られるものと考えてございます。

また、中学校には、これらの取り組みを参考に、各校の司書教諭及び図書館関係者を通して、学校図書館や読書活動の活性化を図るよう指導することとしてございます。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 学校への司書の配置について、今、答弁がございました。1週間に一度、小学校がですか、1週間に1回、司書を岩出図書館から司書の資格がある方が、小学校だけではありますが配置すると。私は、これについては、一歩前進と評価をします。しかし、まだまだ不十分であると考えております。

先月、総務文教常任委員会で、北海道の恵庭市に視察をしてまいりました。恵庭市の取り組みについて述べておきます。

読書のまち恵庭として、恵庭市、人とまちを育む読書条例を制定され、平成25年4月から施行されている都市でもあります。まち全体で、子どもから大人までの生涯各期において、いつでも、どこでも、誰もがひとしく読書活動に親しむことができるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに地域ぐるみで読書のまちづくりを進めております。

取り組みの中には、子どもたちへの読み聞かせを初め、ブックスタート、図書館システムの整備、ネットワークの充実といったことがありますが、こうしたことは、岩出市でも取り組みは同じように進められてきています。しかし、ここで違うことは、恵庭市では、平成16年には市内全小学校、平成18年には市内全中学校に専任の学校司書、小・中学校合わせて13校ありますが、北海道で初めて配置しているところでは、司書教諭と学校司書の連携により、児童生徒が豊かな心、みずから学ぶ力を身につけ、読書習慣を形成しています。

学力・学習調査の質問紙調査において、読書が好きと答える児童生徒が全国、そして、北海道全体と比べ多いという状況がここでは生まれています。市は、豊かな心の育成や課題解決のための情報源として、本を抵抗感なく活用できる子どもたちの将来にとって、大切なことであり、読書が好きと感じている子どもたちが多いことは、それらにつながると評価されております。

もう一つ、これは日本教育新聞に掲載されていた記事からですが、学校図書館の効果的な活用は、児童生徒の学力向上につながるという考えのもと、千葉県柏市では、平成15年度から学校図書館を利活用しやすい環境の整備を行ってきています。この年から学校司書を配置し始め、本年度では、全小・中学校への配置を目指し、学校司書を増員しているそうです。

市では、小・中学生対象の学力テスト結果を分析し、学校図書館を活用した学校ほど、学力テストの正解率が高いなどの傾向があると分析しています。司書を配置し



たから、すぐに学力の向上、効果があらわれるということは少ないですが、人間として生きていく上で、本を読むことで視野を広げ、豊かな視点で幅広く考え、深めることができるよう成長すれば、それはすばらしいことです。今から充実を図ることが将来の力となってきます。

ことしの秋から配置予定になると思いますが、今後、段階的に、1週間に一度だけではなく、学校に常に司書を配置する方向への充実を求めますが、これについてお答えを求めたいと思います。

それから、岩出図書館から、週に一度、学校に司書を送るということですが、これは市の職員でやるのかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。それとも、図書館は委託されておりますが、その中から行かれるのか、きちっと岩出市の職員としての司書の資格を持った職員が配置をすることになっているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の、派遣される職員についてですが、これは、現在、岩出図書館はTRCという図書流通センターの業者委託をしておりますので、その司書資格を有する職員を派遣するという、業者委託の職員を派遣するということでございます。

2点目の、常勤で正規の派遣はできないのかというふうなことについての質問でありますけれども、市内全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の職員を、図書館司書として配置するというのは、人材確保等多くの点で、市単独で行うことは困難であると考えております。

本県の状況ですけれども、本県においては、小・中学校に学校図書館司書を配置する市町村がまだまだ少なく、その場合でも、全てが非常勤で、週1、2回程度の勤務と、しかも、司書資格を有しているとは限らないというふうな状況にあります。

北海道の恵庭市の話も聞かせていただいたんですが、北海道でも、市として、全小・中学校に常勤を派遣しているというのは、現在、恵庭市だけではないかというふうなことも聞いております。全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の常勤職員をとことんの有用性を考えれば、これはある意味で、基本的に国とか県が行うべき施策ではないかというふうに考えてございます。

それから、議員もありましたように、学校図書館司書が配置になったからという

ことで、一気に図書館の活動とか読書活動が進むものといえ、そうでもない場合もあるかと思えます。そういう意味も含めて、先ほど、今年度の取り組みにおける活用方法とか、有効性などを検証した上で、継続等について、今後、十分検討してまいりたいと、そういった意味で考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 さっき、司書のことでお聞きをしました。これは、職員、直での行政の職員ではなく、センターですか、委託されているそちらから行かれるということですが、これ、財政的な点、この委託先との形では、どのようになっているのか、これまでの契約の中に、行ってくださいという形で含まれているのか、どのような契約になっているのかという点を一部お聞きをしたいと思えます。

委託料の中に、それも含めて、全て含まれているのか。この学校に派遣という形で今年度から行くということは、新たなことを始めるということなんですが、その辺については、どのような形になっているのかというのをお聞きしたいと思えます。

2012年の文部科学省の調査で、学校図書館担当職員を配置、学校司書ですね、配置した公立小・中学校がゼロなのは、全国で和歌山県のみだったということが、調査の結果でわかっています。13年度から配置を始めた学校はあるが、これと和歌山県の教委は、今後も配置を働きかけたいと話している。という記事も見ました。

学校司書は、学校図書館の環境整備や、図書館を利用した学習支援などを行う文科省の学校図書館の現状に関する調査、これ12年5月現在によると、学校司書の配置割合は、全国平均で小学校が47.9%、中学校が47.6%となっています。和歌山県の教委、学校指導課は、学校司書は本と人をつなぐ、配置校では、図書館の利用がふえている、学習面でも全国学力テストの点数は、配置校が全科目で未配置校を上回っていると話しております。

文科省は、小・中学校への学校司書配置のため、12年度から1年度あたり約150億円の予算を措置、これは1週当たり30時間の職員を2校に1人程度配置できる規模という。ただし、用途を特定しない一般地方財源で、配置には市町村での予算化が必要になる。平成24年度の予算として、文部科学省では、1番目に、学校図書館の図書整備に約200億円、2番目に、学校図書館への新聞配備に約15億円、3番目に、学校図書館担当職員いわゆる学校司書ですが、その配置について約150億円という予算措置をしたということがあります。

これは、地方交付税措置としての財源措置でありますので、図書費として、これだけという形ではございません。先ほどもおっしゃっていたように岩出市では、増冊、本をしっかりと100%整えてくれているとおっしゃっておりますが、大変、この地方交付税の一部として入ってきているのでわかりにくいということはあります。しかし、このお金をしっかりと予算化して、司書配置を行うことは必要ではないのかということを考えます。なぜ、予算化に積極的に行わないのか、まず、お聞きをします。

子どもの教育にお金をかけることは、将来の日本、また、岩出市のためになると教育長はお思いになりませんか。それについて、お答えをしていただきたいと思えます。

地方交付税として算定基礎に入れられて、一般財源化されているものを、岩出市が予算化しないということは、市民も納得できないものであったと考えております。一方で、地方債の減債基金に積み立て、借金の返済優先に回すというのが岩出市、そのように言われても弁明しようがないのではないのでしょうか。これは、司書の問題だけでなく、第三中学校建設に動こうとしないところを見ても、市政の教育、子どもに対する基本的な姿勢の冷たさが背景にあると言わなければなりません。

加えて、先ほどお聞きした委託先の財政の点も含めてですが、やはり財政が豊かなこの岩出市で、子どもの教育にお金をかけない市の姿勢というのは冷た過ぎます。一遍に小・中学校全て配置が難しいとしても、来年度から徐々に常勤の司書配置ができるよう、しっかりとした予算措置を求めます。ちゃんときちっと地方交付税に含まれているということであれば、この岩出市としても、予算措置をして行うべきと考えますが、これについて、再度答弁を求めたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

まず、業者委託の件でありますけれども、これは3年間の業者委託ということで、昨年度、委託しておりますので、その中には、この事業は入れてございません。その時点では、こういう計画はなかったということで、その範疇の中で、工夫しながら、こういう制度をつくり上げてきたということ、まず、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、地方交付税のことですが、これにつきましては、交付税措置ということで、国のほうで、平成24年度から措置されておりますが、昨年も言いましたように、

これはあくまで地方交付税の措置でありまして、これにつきましては、その自治体等でいろいろの施策の中で、バランスをとりながらしていくことだろうと考えております。

これにつきましては、私も先ほど言いましたように、この措置そのものにつきましても、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度、しかもこれにつきましては、司書資格を有する者とか、非常勤だとか、何も記載されていない中で、換算しますと、週に1回ないし2回というふうなことの派遣になろうかと思いますが、こういうことよりも、やはり、先ほども言いましたように、やっぱり図書館司書の重要性というのを国が考えるならば、これはやっぱり基本的に国・県がやっていくべき事業だというふうに考えてございます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

交付税の関係でございますけれども、ご承知のように、交付税については、一般財源ということであります。教育関係にどれだけ充当されているかということもあるわけですが、それぞれ、施設整備であるとか、ソフト整備であるとか、そういうものに充てられておりまして、おっしゃったように、図書館の整備、蔵書ですね、この関係にも使われておるということでもありますので、総合的な中で、教育費への予算化ということになると思いますので、必ず交付税で入っているから、教育のほうに必要な予算化をということではないのではないかと思います。

それから、あと、予算化の関係なんですけれども、司書の関係の予算化ですね。司書の関係については、先ほど教育長さんがおっしゃられたように、司書を配置したからといって、その効果がどうであるとかいう、活用方法とか有効性などを検証した上でということでもありますので、そういう実績効果が見られないという、きちんと成果が出ていない段階で、予算措置は難しいのではないかとというふうに思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○松下議長 これで市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて平成26年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成26年6月27日

岩出市議会議長 松 下 元

署名議員 尾 和 弘 一

署名議員 宮 本 要 代